

令和5年度 第3回三次市地域公共交通会議 次第

令和5年8月28日（月）16時～

三次市役所本庁舎3階 危機管理課前会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- 【報告事項1】 三次市地域公共交通会議役員の交代について
・担当副市長の就任に伴う役員（会長）の交代

- 【報告事項2】 大阪方面高速バスの三次駅への乗り入れについて

- 【報告事項3】 市民バス甲奴町線(甲奴-吉舎)について
※実績報告を含む

- 【報告事項4】 芸備線 de カーブ応援！事業(芸備線対策協議会利用促進事業)について

4 協議事項

- 【協議事項1】 三次市地域公共交通会議委員について
・鉄道事業者の構成委員の委嘱の承諾及び要綱の一部改正

- 【協議事項2】 「バス&レールどっちも割きっぷ」の販売延長について
※実績報告を含む

5 その他

6 閉会

【報告事項1】三次市地域公共交通会議役員等について

担当副市長の就任に伴う役員就任（会長）の交代

三次市地域公共交通会議設置要綱第5条2項の定めにより，本会議に次の役員を置くこととする。

	令和5年度 (令和5年7月15日付)		(参考) 令和5年度 (令和5年7月15日付)	
	所属・職名	氏名	所属・職名	氏名
会 長	三次市副市長	細美 健	三次市副市長	堀川 亮

Miyoshi City News Release



令和 5 年 8 月 22 日

令和5年9月定例記者会見

大阪方面高速バスの三次駅への乗り入れについて

中国ジェイアールバス株式会社が運行する、大阪方面への高速バスについて、本市から三次駅前で乗降できるように路線の変更を要望した結果、令和5年10月1日から三次駅で乗降するダイヤに改編されました。

これまで運行していた三次と新大阪間を結ぶ高速バス「みよしワインライナー」(中国バス株式会社と阪急観光バス株式会社の共同運行)が、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、令和2年10月1日から全便運休となり、本年6月1日には共同運行している阪急観光バス株式会社が運輸局に路線休止を届出されました。

中国ジェイアールバスは、益田市及び江津市から浜田経由で大阪方面への高速バス路線を運行しており、平成28年10月からは三次インターに停車しています。三次インターの駐車場は台数も限られ、路線バスとの乗り継ぎも不便でしたので、この度の改編により三次駅経由の大阪駅行の高速バスが運行することになり、市民にとって更なる利便性の向上につながります。

【新ダイヤ】 ※令和5年10月1日～

駅名	便名		駅名	便名	
	2号	4号		1号	3号
益田駅	—	10:20	大阪駅	9:20	14:50
三隅	—	10:50	三次駅	14:06	19:36
江津駅	6:00	—	浜田駅	16:00	21:30
東青山	6:08	—	東青山	—	21:52
浜田駅	6:40	11:30	江津駅	—	22:00
三次駅	8:22	13:12	三隅	16:35	—
大阪駅	13:20	18:25	益田駅	17:05	—



広島県三次市

地域振興部 定住対策・暮らし支援課 定住対策・暮らし支援係
(担当:呑谷・小水)

TEL:0824-62-6129 FAX:0824-62-6235

利用案内

この市民バスは、甲奴・三次線の代替交通として新たに運行するものです

行き 電話で予約すれば自宅付近までお迎えに行き、指定の停留所までお送りします。

※ 道路幅や積雪等により、自宅付近までお迎えに行けない場合もあります。

帰り 自宅へ帰るときも、予約が必要です。バス停から自宅付近までお送りします。

行き・帰りともに住所、名前、予約日と時間(便)、利用バス停、人数を電話でお知らせください。

事前に利用登録を

◎事前に利用登録が必要です(登録は無料)

利用会員登録申請書は、市民バス車内や支所、コミュニティセンター(旧公民館)に備え付けています。記入した利用会員登録申請書は、市民バスの運転手や支所へ提出してください。

※すでに市民バスに登録されている方は、改めて登録する必要はありません。

予約は電話で

◎受付時間は、

午前8時～午後5時

◎電話予約は、利用したい日の

前日午後5時までに

予約受付電話番号
(0847) 67-2222
(甲奴タクシー)

利用料金

◎300円(小学生150円、小学生未満無料)

<県道27号(甲奴駅前～吉舎中学前)の区間で乗降される場合は>

◎100円(小学生50円、小学生未満無料)

運行日

エリア①
上川・福田・梶田の一部
(戸下・友森・梶田郷地区)
月

エリア②
宇賀・広石・梶田の一部
(高山・梶田上・下志地区)
水

エリア③
小童・西野・本郷
金

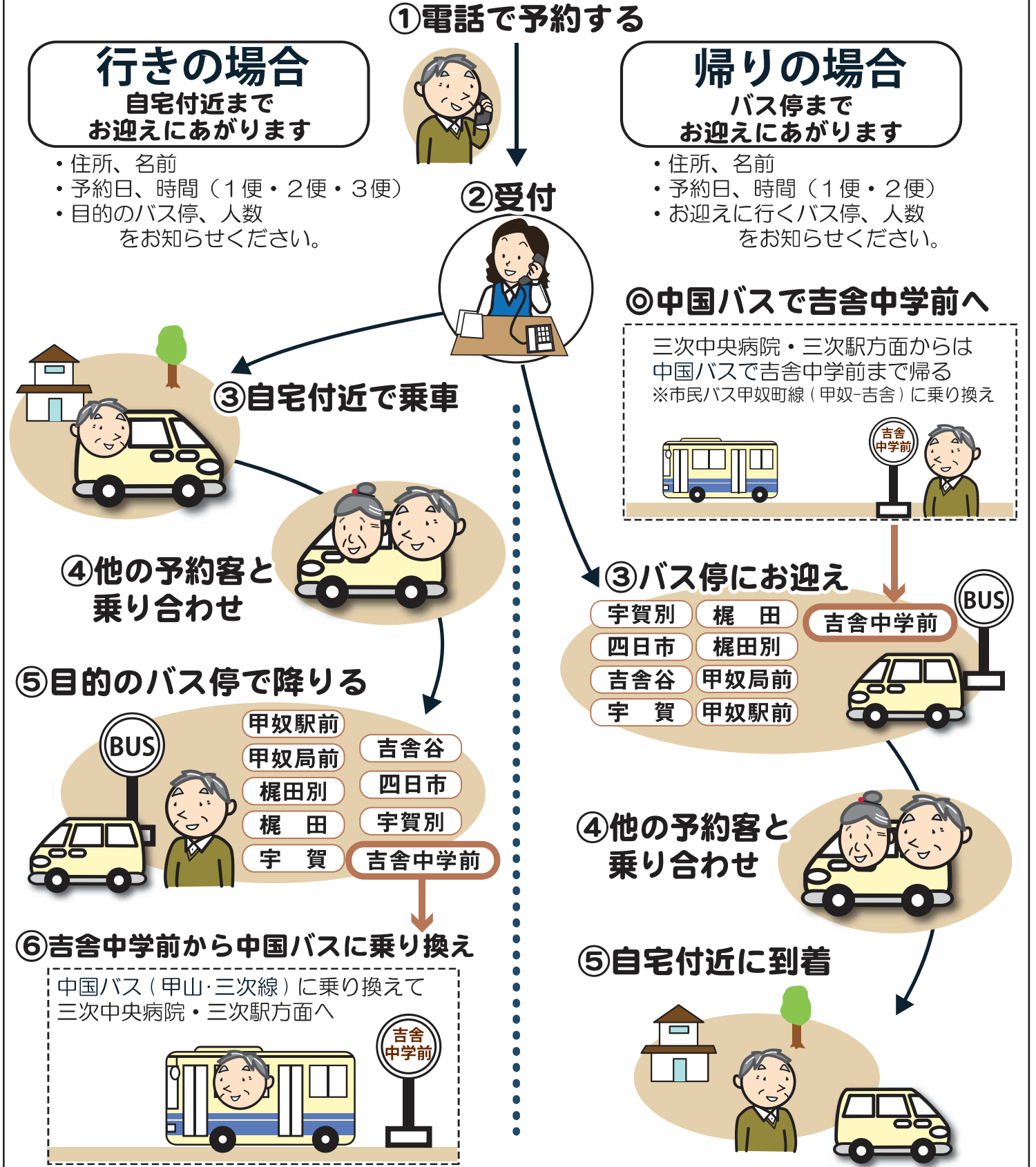
【注意点】行き、帰りともに予約が必要です。予約がない場合は運行しませんので、ご注意ください。

<お問い合わせ> 三次市甲奴支所 (0847) 67-2121
三次市定住対策・暮らし支援課 (0824) 62-6129

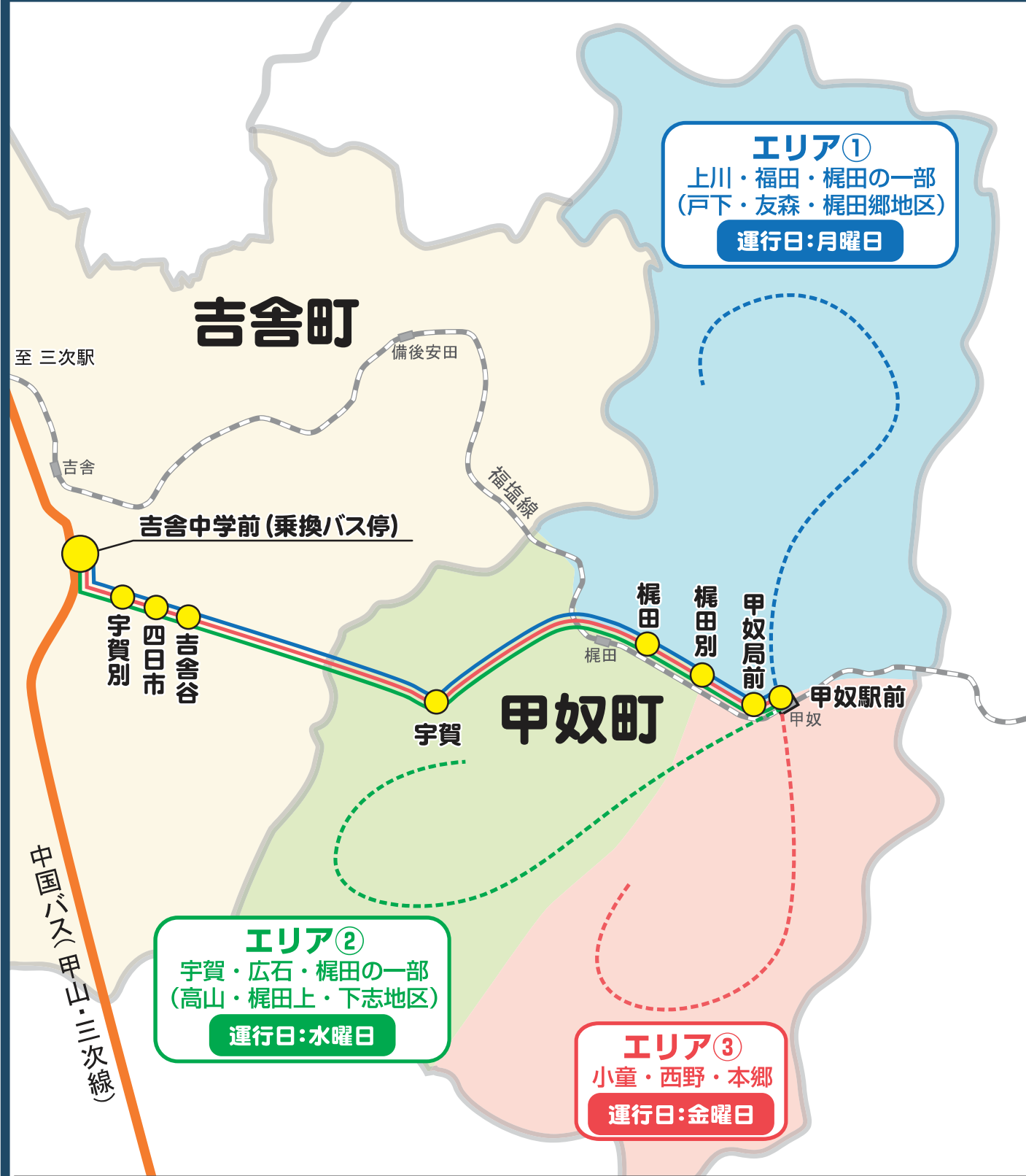
三次市民バス甲奴町線(甲奴-吉舎)

ご利用ガイド

自宅付近に送迎する場合の流れ



路線バス甲奴・三次線代替交通 [R5.7.3 ~]
三次市民バス甲奴町線 (甲奴-吉舎)



エリア①
 上川・福田・梶田の一部
 (戸下・友森・梶田郷地区)
運行日:月曜日

エリア②
 宇賀・広石・梶田の一部
 (高山・梶田上・下志地区)
運行日:水曜日

エリア③
 小童・西野・本郷
運行日:金曜日

----- 区域運行 : 甲奴町内を予約に応じた経路で運行します
 定時定路線 : 決まった経路を決まった時間に運行します
 (県道27号の区間) ※バス停以外でも乗降できます
 (この区間の乗降も予約が必要です)

※甲奴駅前～吉舎中学前の区間は週3日(月・水・金)運行します

時刻表

運行時刻は、予約状況や道路状況などによって前後します

予約受付電話番号
(0847)67-2222
 [甲奴タクシー]
 ◎受付時間は、午前8時～午後5時
 ◎電話予約は、利用したい日の**前日午後5時までに**

エリア① 上川・福田・梶田の一部 (戸下・友森・梶田郷地区) 運行日:月曜日

おでかけのとき

	1便	2便	3便
上川地区(区域運行)	8:20ころ	13:35ころ	17:10ころ
甲奴駅前	8:50	14:05	17:40
甲奴局前	8:51	14:06	17:41
梶田別	8:53	14:08	17:43
梶田	8:55	14:10	17:45
宇賀	8:59	14:14	17:49
吉舎谷	9:04	14:19	17:54
四日市	9:06	14:21	17:56
宇賀別	9:06	14:21	17:56
吉舎中学前	9:07	14:22	17:57

お帰りのとき

	1便	2便
吉舎中学前	13:20	18:25
宇賀別	13:21	18:26
四日市	13:21	18:26
吉舎谷	13:23	18:28
宇賀	13:28	18:33
梶田	13:32	18:37
梶田別	13:34	18:39
甲奴局前	13:36	18:41
甲奴駅前	13:37	18:42
上川地区(区域運行)	14:07ころ	19:12ころ

エリア② 宇賀・広石・梶田の一部 (高山・梶田上・下志地区) 運行日:水曜日

おでかけのとき

	1便	2便	3便
宇賀地区(区域運行)	8:10ころ	13:25ころ	17:00ころ
甲奴駅前	8:50	14:05	17:40
甲奴局前	8:51	14:06	17:41
梶田別	8:53	14:08	17:43
梶田	8:55	14:10	17:45
宇賀	8:59	14:14	17:49
吉舎谷	9:04	14:19	17:54
四日市	9:06	14:21	17:56
宇賀別	9:06	14:21	17:56
吉舎中学前	9:07	14:22	17:57

お帰りのとき

	1便	2便
吉舎中学前	13:20	18:25
宇賀別	13:21	18:26
四日市	13:21	18:26
吉舎谷	13:23	18:28
宇賀	13:28	18:33
梶田	13:32	18:37
梶田別	13:34	18:39
甲奴局前	13:36	18:41
甲奴駅前	13:37	18:42
宇賀地区(区域運行)	14:17ころ	19:22ころ

エリア③ 小童・西野・本郷 運行日:金曜日

おでかけのとき

	1便	2便	3便
小童地区(区域運行)	8:20ころ	13:35ころ	17:10ころ
甲奴駅前	8:50	14:05	17:40
甲奴局前	8:51	14:06	17:41
梶田別	8:53	14:08	17:43
梶田	8:55	14:10	17:45
宇賀	8:59	14:14	17:49
吉舎谷	9:04	14:19	17:54
四日市	9:06	14:21	17:56
宇賀別	9:06	14:21	17:56
吉舎中学前	9:07	14:22	17:57

お帰りのとき

	1便	2便
吉舎中学前	13:20	18:25
宇賀別	13:21	18:26
四日市	13:21	18:26
吉舎谷	13:23	18:28
宇賀	13:28	18:33
梶田	13:32	18:37
梶田別	13:34	18:39
甲奴局前	13:36	18:41
甲奴駅前	13:37	18:42
小童地区(区域運行)	14:07ころ	19:12ころ

※全便ともに「吉舎中学前」で三次中央病院・三次駅方面行きの路線バスと接続します

三次市民バス甲奴町線(甲奴-吉舎) 7/1~7/31実績

地区名	甲奴→吉舎			吉舎→甲奴		計(人)	備 考
	1便	2便	3便	1便	2便		
上川地区	6	0	0	4	0	10	デマンドの利用なし
	(内無料:2)			(内無料:2)			
宇賀地区	2	0	0	1	0	3	デマンドの利用なし
小童地区	2	0	0	1	1	4	デマンドの利用なし
	(内無料:1)				(内無料:0)		
計	10	0	0	6	1	17	

令和5年度 芸備線対策協議会 芸備線利用促進事業

芸備線deカープ応援!

芸備線に乗ってカープ戦へ行こう!



芸備線ラッピング列車「カープ号」

実施期間 2023年8/1(火)～9/30(土)

芸備線を利用してカープの試合観戦をした方の中から、応募抽選で「カープグッズ」をプレゼントします。
このチラシの下部にあるQRコードから応募フォームへアクセスしてくださいね!

8月のプレゼント



選手サイン入り!
どの選手のサインかは
お楽しみ!

1等 5名様
ハイクオリティ
ユニフォーム
(ホーム用)

応募締切
9/5(火)



2等 15名様
Carp x MiiR
ナロー
マウスボトル
(680ml)



3等 30名様
カープ手ぬぐい
(新井監督)



応募はこちらから



9月のプレゼント



選手サイン入り!
どの選手のサインかは
お楽しみ!

1等 5名様
ハイクオリティ
ユニフォーム
(ビジター用)

応募締切
10/5(木)



2等 15名様
'77速乾キャップ
(ウォーターロゴ)



3等 30名様
カープエコバッグ

https://apply.e-tumo.jp/city-miyoshi-hiroshima-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=14408&accessFrom=

【応募方法】 芸備線のきっぷと野球チケットを一枚の写真に撮って、応募フォームへ添付してください。

※MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島(略称:マツダスタジアム)の試合のみが対象の事業です。

※野球入場チケットは席種(※カープ 球団チケット種類による)と日付、乗車するきっぷは日付がわかるように一枚の写真に撮影してください。

※ICOCA(交通系電子マネー)を使用する場合は、乗車した駅のホームの看板等(駅名がわかるもの)と野球入場チケットを一枚の写真に撮影してください。

※1枚の野球入場チケットでおひとりのみ応募してください。(同じチケットで複数人の応募はできません)

- 主催/芸備線対策協議会(広島市、安芸高田市、三次市、庄原市)
- 問い合わせ先/三次市地域振興部 定住対策・暮らし支援課 TEL 0824-62-6129 メール:teijyu@city.miyoshi.hiroshima.jp
- 協力/広島東洋カープ

○三次市地域公共交通会議設置要綱（案）

平成20年9月12日告示第117号

改正

平成21年3月6日告示第29号

平成21年3月25日告示第46号

平成24年3月30日告示第56号

平成27年2月12日告示第20号

平成29年3月29日告示第55号

令和2年12月21日告示第241号

三次市地域公共交通会議設置要綱

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、三次市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （2） 市運営有償輸送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- （3） 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- （4） 交通計画の実施に関する事項
- （5） 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- （6） 持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項
- （7） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- （1） 地域振興部担当副市長（以下単に「副市長」という。）

- (2) 地域振興部長
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (7) 広島県地域政策局地域振興部長又はその指名する者
- (8) 道路管理者

(9) 鉄道事業者

(10) 広島県警察三次警察署長又はその指名する者

(11) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 1人

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の互選によって定める。

4 会長、副会長及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計を監査する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員に事故があるときは、あらかじめその委員が指名する者をもって代理者とし、交通会議に出席できるものとする。

- 3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 交通会議で協議が整った事項については、関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(軽微な事項に関する取扱い)

第9条 交通会議において協議が整った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(幹事会)

第10条 交通会議に、交通会議の運営に当って必要な事項を処理させるために、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 幹事会に幹事会長を置く。
- 4 幹事会長は、幹事会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 5 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出、意見等を求めることができる。
- 6 幹事会において審査した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(財務)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第12条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

(庶務)

第13条 交通会議の庶務は、地域振興部定住対策・暮らし支援課において処理する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年9月12日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 平成27年3月6日において委員である者には、第4条第1項の規定にかかわらず、その任期は、平成29年3月31日までとする。

(委員報酬基準)

- 3 委員報酬については、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年三次市条例第66号)別表第1 その他条例・規則等で定める委員会委員の項を準用する。

附 則 (平成21年告示第29号)

この告示は、平成21年3月6日から施行する。

附 則 (平成21年告示第46号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第56号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月12日告示第20号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年3月6日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の三次市地域公共交通会議設置要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、当分の間、改正後の三次市地域公共交通会議設置要綱の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附 則 (平成29年3月29日告示第55号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (令和2年12月21日告示第241号)

この告示は、令和2年12月21日から施行する。

【協議事項2】「バス&レールどっちも割きっぷ」の販売延長について

「バス&レールどっちも割きっぷ」を販売する備北交通株式会社（代表取締役 山根 英徳）から、販売延長について、協議依頼がありました。

■概要

高速広島線の「三次駅前」～「広島駅新幹線口」、JR 芸備線の「三次駅」～「広島駅」区間の乗車券を各1枚と付属の各種割引券をセットにして格安に設定する乗車券を販売するもの。

※内容については現在協議中

■目的

自家用車利用から公共交通へ誘導および、新規顧客の獲得。

■実施内容

実施期間 2023年10月1日～2024年3月31日

価格 2,000円(設定価格は2,400円/1セットにつき400円三次市の補助を受けて2,000円)

セット内容

- 1 高速バス乗車券 美術館前・三次もののけミュージアム・三次駅前～広島駅新幹線口(1,620円区間)
- 2 JR 芸備線乗車券 三次駅～広島駅(1,340円区間)
- 3 サービス券 (三次窓口)三次駅西駐車場 駐車代 400円割引券
(広島窓口)三次市内タクシー利用券 400円分

オプション券内容

このセット券購入者に限り、購入することができる。

三次市街地ローカルバス市内1日フリー乗車券、200円

(美術館～三次駅～三次もののけミュージアム区間、およびくるんバスエリア)

精算 発売精算

配分 新幹線口に乗入をしているバスの本数と三次～広島間の芸備線本数での比率

※平日 バス 19便・JR16.5便(計35.5便)

○バス 1,285円(△335円, 20.68%割引)

○JR 1,115円(△225円, 16.79%割引)

・三次市補助金 (400円+ $\frac{\text{タクシー代}}{\text{利用枚数分}} \times 400\text{円}$)

(オプション券については発売枚数分 100円)

販売窓口 広島駅案内所、三次市交通観光センター、広電広島駅、広電紙屋町

払戻 全ての券がそろっている状態でのみ払戻可能(手数料100円/1セット)

オプション券のみの払戻は、不可

広報 ポスター、チラシ (バス車内、駅構内、市役所持ち込み等。三次駅の中であればすぐに対応可能)
プレスリリースでの取材依頼、ホームページやSNSでの発信

以上

■高速乗合バス、JR 芸備線乗車券 利用可能バス停

高速乗合バス利用可能バス停	JR 芸備線 利用可能駅
三次もののけミュージアム	三次
三次小学校前	西三次
稲荷町	志和地
巴橋西詰	上川立
巴橋	甲立
三次市役所	吉田口
NTT 前	向原(広島)
美術館前	井原市
三次ワイナリー	志和口
三次駅前	上三田
高宮 BS	中三田
美土里 BS	白木山
千代田 IC	狩留家
広島北 IC	上深川
久地 BS	中深川
沼田 PA	下深川
中筋駅	玖村
新白島駅	安芸矢口
Aシティ中央	戸坂
大塚駅	矢賀
沼田料金所前	広島
広島バスセンター	
合同庁舎前	
女学院前	
広島駅新幹線口	

オプション部分

■ローカルバス乗車券利用可能路線とエリアについて

路線名	可能エリア
三城線	三次もののけミュージアム～塩迫(三次～庄原～西城) 三次駅～三次ワイナリー・美術館前(中央病院経由) 西町～三次駅(吉田線)
赤名線 作木線 湯木線 宮内線 下高野線	三次もののけミュージアム～三次中央病院
敷名線(志和地) 敷名線(廻神経由)	三次駅前～美術館前・三次ワイナリー
敷名線(塩町経由)	三次駅前～麻原
畠敷線	商工会議所前～三次もののけミュージアム～美術館前
くるるんバス	全停留所対象

■利用可能タクシー会社

- ・アサヒタクシー三次
- ・芸備タクシー
- ・志和地タクシー
- ・三次みどりタクシー

